

令和4年3月23日

(令和7年4月1日一部修正)
介護保険課事業者運営推進係

訪問型サービス（生活援助中心）の同一世帯員での振り分け（按分）基準について

振り分け（按分）とは、訪問型サービスの生活援助を同一世帯内に提供する場合、援助の性質上内容を明確に分けられないことから、各々の居宅サービス計画あるいは介護予防ケアプランに必要性を位置づけ、利用者負担に配慮して適切に割り振ることです。

1. サービスコードと単位について

必要なサービス頻度	サービス内容略称	合成単位数	算定単位	備考
週1回程度	訪問型サービスⅠ	1, 141	1月につき	
週2回程度	訪問型サービスⅡ	2, 279		
週2回を超える程度	訪問型サービスⅢ	3, 615		
週1回程度	訪問型サービスⅣ	260	1回につき	1月の中で4回まで
週2回程度	訪問型サービスⅤ	264		1月の中で8回まで
週2回を超える程度	訪問型サービスⅥ	278		1月の中で12回まで

2. 運用の手順

- ① 地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所は利用票（提供票）を作成の際、右上に赤字（太字）で **按分** と表記する。
- ② サービス提供事業所は実績を報告する際、提供票の右上に赤字（太字）で **按分** と表記する。
- ③ 居宅介護支援事業所は利用票実績を地域包括支援センターに提出する際、右上に赤字（太字）で **按分** と表記する。

3. 地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所の留意点

- ① 介護予防ケアプランに同意をもらう際、利用者に按分の場合、どちらかの入院・入所等によってサービスコードの変更や利用料金が増える場合があると説明する。
- ② サービス提供事業所に提供票を送る際、上記①、②と同様に説明する。

4. 振り分け（按分）の作成パターン（例）

按分にあたっては、**居宅サービス計画あるいは介護予防ケアプラン**にあらかじめ、それぞれの利用者**に必要なサービス回数**で作成しておくことが必要です。

→月額報酬が基本となるため、月途中で回数を変更することはできません。

(1) 夫（要支援相当） + 妻（要支援相当）

必要な提供サービス頻度	夫（要支援相当）		妻（要支援相当）	
週1回程度	第1・3・5週	プラン：訪問型サービスⅠ	第2・4週	プラン：訪問型サービスⅠ
		算定：訪問型サービスⅣ×3回		算定：訪問型サービスⅣ×2回
週2回程度	A曜日	プラン：訪問型サービスⅡ	B曜日	プラン：訪問型サービスⅡ
		算定：訪問型サービスⅠ		算定：訪問型サービスⅠ
週3回程度	A曜日 + 第1・3・5C曜日	プラン：訪問型サービスⅢ	B曜日 + 第2・4C曜日	プラン：訪問型サービスⅢ
		算定：訪問型サービスⅠ + 訪問型サービスⅣ×3回		算定：訪問型サービスⅠ + 訪問型サービスⅣ×2回
週3回程度の場合：両方に週1回程度の月額報酬 + 週1回程度の回数サービスコード × サービス実施回数				

(2) 夫（要介護） + 妻（要支援相当） [按分が均等の場合]

必要な提供サービス頻度	夫（要介護）		妻（要支援相当）	
週1回程度	第1・3・5週	プラン：生活援助×1回／第1・3・5週	第2・4週	プラン：訪問型サービスⅠ
		算定：生活援助×実施回数		算定：訪問型サービスⅣ×2回
週2回程度	A曜日	プラン：生活援助×1回／週	B曜日	プラン：訪問型サービスⅡ
		算定：生活援助×実施回数		算定：訪問型サービスⅠ
週3回程度	A曜日 + 第1・3・5C曜日	プラン：生活援助×1回／週 + 1回／第1・3・5週	B曜日 + 第2・4C曜日	プラン：訪問型サービスⅢ
		算定：生活援助×実施回数		算定：訪問型サービスⅠ + 訪問型サービスⅣ×2回

(3) 夫（要介護） + 妻（要支援相当） [按分が平等でない場合]

必要な提供サービス頻度	夫（要介護）		妻（要支援相当）	
週3回程度	A・C曜日	プラン：生活援助×2回/週	B曜日	プラン：訪問型サービスⅢ
		算定：生活援助×実施回数		算定：訪問型サービスⅠ
週3回程度	A曜日	プラン：生活援助×1回/週	B・C曜日	プラン：訪問型サービスⅢ
		算定：生活援助×実施回数		算定：訪問型サービスⅡ
週4回程度	A・B・C曜日	プラン：生活援助×3回/週	D曜日	プラン：訪問型サービスⅢ
		算定：生活援助×実施回数		算定：訪問型サービスⅠ